

条例の一部改正

「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に

国の補助事業

新たに追加

● 税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、個人町民税の「控除対象配偶者」の定義を「同一生計配偶者」への変更や、軽自動車税の規定整備するもの。

可決(全員)

● 公告の掲示場

新庁舎に変更

● 公告式条例

新庁舎の開庁が平成30年1月9日の予定により、掲示場の位置を新庁舎の地番の黒潮町入野5893番地に改めるもの。

可決(全員)



新庁舎脇に設置の公告掲示場

● 分担金賦課徴収条例

国の農地耕作条件改善事業を新たに追加して、農業生産基盤である農業用水路や農道等の施設整備の充実を図るための一部改正。

受益者は地域内の農業者団体等を対象範囲とし、分担率は類似の事業分担率と同様に事業費の10%としている。

可決(全員)

入居者の収入申告義務が緩和

町営住宅の設置・管理条例

公営住宅法の改正により、認知症患者等の公営住宅入居者の収入申告義務の緩和に伴う一部改正。

可決(全員)

職員の給与改定に伴う

条例改正と補正予算

人事異動や国の人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整による条例の一部改正1件と、平成29年度補正予算7件

条例の一部改正

勧告どおりに

職員給与引き上げ

● 一般職の職員の給与条例

国の人事院勧告に基づく条例改正。町は、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回も勧告どおりに実施をしたい。月例給は、民間給与との較差0・15%を埋めるため、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ、平成29年4月1日より実施。

また、ボーナスは0・1カ月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえて勤勉手当に配分することとし、公布日より実施としている。可決(全員)

補正予算7件

● 一般会計

823万円を追加、総額を114億3072万円に。

● 給与等集中処理特別会計

1487万円を追加、総額15億5349万円に。

● 国民健康保険事業特別会計

252万円を減額、総額24億2458万円に。

● 介護保険事業特別会計

367万円を追加、総額を17億9210万円に。

● 介護サービス事業特別会計

6万円を減額、総額1671万円に。

● 国民健康保険直診特別会計

3千円を減額、総額8599万円に。

● 水道事業特別会計

2万円を減額、総額2億4269万円に。

以上の7件は、可決(全員)

連携協約の締結

● 高知市及び黒潮町におけるれんげいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結

目的は、圏域全体の経済成長をけん引し、住民全体の暮らしを支えていく取り組みを、高知市と黒潮町が役割分担し、相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢化社会であっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域の形成。

取り組みとして、圏域全体の経済成長のけん引から、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上まで12分野ほど挙げられ、この中から事業内容などにより判断し、参画するか否か決定できることとなっている。